

(仮称) 株式会社よこすかウォーター
サービス設立の断念について

平成24年(2012年)6月25日

上下水道局

(仮称) 株式会社よこすかウォーターサービス設立の断念について

1 新会社設立の検討経過

(1) 平成22年度

◎ 平成22年6月8日

上下水道局で水ビジネスの展開について調査及び研究を開始した。

◎ 同年11月15日

市長に新たな水道事業の展開として、上下水道局が100%出資する新会社の設立案を説明した。

◎ 同年12月8日 教育経済常任委員会

新たな水道事業の展開として、上下水道局が100%出資する新会社の設立案を説明し、出資等に対する質疑があった。

◎ 平成23年1月17日

上下水道局で先に開催された教育経済常任委員会の総括を行い、今後の方向性を協議した。

その結果、100%出資の新会社設立案を一度白紙に戻し、再度検討することとした。

(2) 平成23年度

◎ 平成23年6月

新会社の設立に向けた基本的な方向性は、漏水調査などの水まわりサービスの提供やメーター検針・料金徴収業務を中心とした業務展開とし、共同出資による民間活力を導入することとした。

◎ 同年7月 市議会会派勉強会

新会社の設立に向けた基本的な方向性を示し、漏水調査などの水まわりサービスの提供やメーター検針・料金徴収業務を中心とした業務展開とすることを説明した。

新会社は共同出資による民間活力を導入したいことを説明した。

◎ 同年9月5日 弁護士への相談

公民共同による株式会社設立の法的な妥当性及び随意契約に関して相談し、次のような見解が示された。

・新会社の業務は、公益性が強いものとは言えず、公民共同出資の意義が感じられない。

・上下水道局から新会社に対して、随意契約により包括的に業務を委託する理由が見当たらない。

◎ 同年9月7日 生活環境常任委員会

公民共同出資による新会社の設立と事業展開について説明した。

◎ 同年11月10日 弁護士への相談

随意契約、事業実施期間及び委託料の妥当性について相談し、次のような見解

が示された。

- ・新会社は実績がなく、また、実施する業務も特殊性がない。したがって、**随意契約とする理由がない**ので、競争入札にすべきである。
 - ・**随意契約で10年間も仕事を得られる構造が理解できない**。
 - ・競争性が担保されず委託金額の妥当性も確保できず、年々上昇する可能性がある。
 - ・新会社を通して業務を行う必要性が乏しく、**新会社を設立する必要性はない**。
- ◎ 同年12月5日 生活環境常任委員会
これまでの意見等を踏まえた新会社の概要と事業展開について説明した。
- ◎ 平成24年1月11日 **弁護士への相談**
市議会へ新会社設立について説明を行ったことを報告した。
新会社への随意契約は**合理性がない**との見解が改めて示された。
- ◎ 同年1月18日
新会社設立のための出資金を計上した**予算案を財政部へ提出した**。
- ◎ 同年2月2日 生活環境常任委員会協議会
新会社の必要性と設立に伴う効果について改めて説明した。
- ◎ 同年3月12日・14日 生活環境常任委員会（生活環境分科会）
新会社への出資に関する予算案を説明した。
- ◎ 同年3月14日 総務常任委員会
財政部に対して、上下水道局と新会社との契約方法に関する質疑が行われ、**見解の相違が指摘された**。
- ◎ 同年3月23日 予算決算常任委員会
契約方法についての見解を整理し、陳謝、報告した。
水道事業会計及び下水道事業会計の予算案について、委員会で審議の上、採決された。
- ◎ 同年3月27日 市議会本会議
水道事業会計及び下水道事業会計の予算案について、本会議で採決された。

(3) 平成24年度

- ◎ 平成24年6月6日
共同事業体募集要項（案）を作成した。
- ◎ 同年6月8日
一般報告事項説明資料を市議会事務局へ提出した。
- ◎ 同年6月11日
上下水道局で、共同事業体募集要項（案）が、適切な選考基準となっているか等の懸念が生じたため、**説明資料の取り下げを決定した**。
- ◎ 同年6月12日
市長に上下水道局の検討結果を報告し、説明資料の取り下げの了承を得た。
また、市長から改めて弁護士に確認するよう指示された。

- ◎ 同年6月14日・15日 生活環境常任委員会
生活環境常任委員会説明資料の取り下げ理由を説明した。
- ◎ 同年6月20日 弁護士への相談
市長の指示に基づき改めて懸念事項を確認し、次のような見解が示された。
 - ・新会社への随意契約は、地方自治法施行令で規定する随意契約のいずれにも当たらない。
 - ・随意契約による住民監査請求等が行われるリスクが高い。
- ◎ 同年6月21日
市長へ弁護士の見解を報告し、市長が新会社設立の断念を決定した。

2 新会社設立を断念するに至った理由

上下水道局では、上下水道局と公募型プロポーザルにより選考された民間事業者が設立する新会社は、十分な資力・信用・技術・経験等を有するとともに、「お客さまサービスのさらなる向上」や「上下水道局の財政基盤の強化」といった目的を達成するための高い能力を有し、新会社に随意契約することが最も合理的であると考えていました。

また、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当し、随意契約による業務委託は地方自治法の趣旨に適合すると判断していました。

しかし、この考え方について、改めて弁護士に伺ったところ、次のような見解が示されました。

(1) 随意契約理由の合理性について

上下水道局が行う新会社への随意契約は理由に合理性がない。

ア 今回の公募型プロポーザルによる選考は共同事業体を選考するものであり、随意契約とは関係がない。

イ 新会社には、資力・信用・技術・経験等がなく、唯一の契約相手として認められない。

ウ 新会社の業務は、民間事業者が実施できるものであり、特殊性が認められない。

エ 地方自治法では、特殊な場合を除き、競争入札が基本である。

(2) 事業実施期間について

10年間の事業実施期間は長すぎる。これは他者を排除することにつながる。

このような見解を受けて、上下水道局が行う新会社への契約における課題を解消すべく、選考基準等の見直しを検討しましたが、見直しすると、当初予定した事業目的を達成することができないとの結論に至り、新会社の設立を断念しました。